

3条許可

農地を農地として取得するには・・・

農地を農地として取得するには、農地法第3条に基づく許可(以下、3条許可といいます。)が必要です。3条許可を受けるには、以下の手順に従って適正な申請をしてください。申請から許可までには1か月程度かかります。余裕を持って手続きを進めてください。

取得する方やその世帯員(2親等以内の親族を含む)が次に該当する場合、許可できません。

- 取得後、**経営地**※の全てを効率的に耕作する見込みがない
 - ・将来(退職後等に)耕作するための取得で、すぐに耕作しない場合
 - ・所有地に不耕作の農地がある場合
 - ・所有地に違反転用された農地がある場合
 - ・自宅から取得する農地までの通作距離が著しく遠い場合 など
- 農作業に常時従事しない
 - ・他者に貸し付けること、農作業の大半を委託することを前提に取得する場合 など
- 周辺の農地利用に支障を及ぼすまたはそのおそれがある
 - ・営農計画において、耕作品目や耕作方法が、周辺の営農に支障を及ぼすと判断される場合 など
- 投機目的
 - ・将来的に、農地転用や転売することを目的に取得する場合 など

※「**経営地**」とは、自作している所有地と他者から借受けて耕作している農地のことをいいます。他者に貸付けている所有地は、**経営地**に含みません。また、**経営地**の面積が一定の基準に満たない場合、すぐに農地を取得できないことがあります。

STEP 1 事前に確認・相談する

- 1 取得する方の農地基本台帳を取得してください。(住所地の農業委員会で発行)
- 2 経営農地筆別表(農地の一覧)に掲載されている全ての農地を確認してください。
(1)「台帳地目」が農地(田、畑)で、「現況地目」が農地以外(宅地、雑種地、山林原野等)の筆がある場合、現地の状況を確認してください。現地が農地以外の場合、農地に復元するか、農地転用許可申請または現況証明願もしくは非農地確認願の手続きにより是正を行ってください。

台帳地目が農地
かつ
現況地目が農地以外の場合



①農地に復元
②農地転用許可申請※
③現況証明願、非農地確認願※
による是正が必要

- (2) ①農地に復元させた場合(あるいは過去から農地利用の場合)は、「農地基本台帳訂正願」に訂正内容を記載し、写真および撮影の方向を添付して提出※します。
※3条許可申請と同時でも可。その場合、申請書への農地基本台帳の添付は不要
- 3 必ず事前相談をしてください。(個々の状況によって判断が異なる場合があります。)

STEP 2 申請書を作成する

- 1 記入例及び添付書類一覧表を参考に、申請書の作成及び添付書類を準備してください。
- 2 経営農地面積や農業従事日数、農機具等は、申請時点の情報で記入してください。農地基本台帳の情報と異なるときは、農地基本台帳訂正願により台帳を訂正してください。
- 3 申請地と既存の経営農地について、それぞれ営農計画書を作成してください。
- 4 農機具を借りる場合は、貸人から、貸借についての同意書をもってください。
- 5 公道から申請地に辿り着くまでの間に他人の土地を通らなければならない場合は、地権者から、通行についての同意を得ている旨を記載してください。
- 6 代理人による申請の場合は、委任状を添付してください
- 7 申請地が土地改良区の受益地の場合、土地改良区で別途手続きをしてください。

STEP 3 申請書を提出する

- 1 毎月の業務日程（参照：ホームページ 豊田市農業委員会業務日程）に記載の受付期間内に、申請書及び必要書類を農業委員会事務局に提出してください。
- 2 必要に応じて、申請者（代理申請のときは代理人）に補正事項を連絡しますので、指定された補正期限までに補正を行ってください。
- 3 当月20日前後に、地区担当の農地利用最適化推進委員から譲受人本人に連絡があります。本人確認や申請内容についての聞き取り、立ち合いの上、申請地の確認を行いますのでご協力ください。（所有地の確認を求める場合もあります。）

STEP 4 許可書を受け取る

- 1 当月27日前後に開催する農業委員会総会での議決を経て、末日頃に許可書を交付します。申請者（代理申請のときは代理人）に電話で連絡しますので、身分証明書類（運転免許証や健康保険証など）をご持参のうえ、農業委員会事務局の窓口にお越しください。

【注意】

3条許可申請は、譲受人が将来に渡って耕作することを前提に許可するため、原則、取得した農地は転用できませんのでご了承ください。

【問合せ】 豊田市農業委員会事務局 (0565) 34-6639